

この政令は、平成十四年五月九日から施行する。

附 則 (平成一五年五月二八日政令第二三五号)

この政令は、平成十五年六月四日から施行する。

附 則 (平成一六年九月一〇日政令第二六八号)

この政令は、平成十六年九月二十一日から施行する。

附 則 (平成一六年十一月一九日政令第三五八号)

この政令は、平成十六年十一月二十七日から施行する。

附 則 (平成一八年三月二七日政令第六七号)

この政令は、平成十八年三月二十九日から施行する。

附 則 (平成一九年二月二一日政令第二五号)

この政令は、平成十九年三月一日から施行する。ただし、別表二十三号の項、百一号の項、百八号の項、百二十六号の項及び百五十六号の項の改正規定は同年二月二十六日から、同表百六十三号の項の改正規定は同年三月十二日から、同表二百七十一号の項の次に一項を加える改正規定は同年八月十八日から施行する。

附 則 (平成一九年二月二七日政令第三五五号)

この政令は、平成十九年十二月十四日から施行する。ただし、別表三百三十号の項の改正規定は同年七月十七日から施行する。

附 則 (平成二〇年三月二一日政令第五七号)

この政令は、平成二十年三月三十日から施行する。

附 則 (平成二一年三月二三日政令第五〇号)

この政令は、平成二十一年三月二十六日から施行する。

附 則 (平成二一年五月二七日政令第一四〇号)

この政令は、平成二十一年六月一日から施行する。

附 則 (平成二二年三月二二日政令第二六号)

この政令は、平成二十二年三月十四日から施行する。

附 則 (平成二三年三月三〇日政令第四五号)

この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成二四年三月二二日政令第五〇号)

この政令は、平成二十四年三月二十四日から施行する。ただし、別表百十三号の項の改正規定は同年二月二十九日から、同表二十五号の項及び二十六号の項、百六十五号の項並びに三百七十五号の項の改正規定は同年四月一日から施行する。

附 則 (平成二四年一〇月二二日政令第二五五号)

この政令は、平成二十四年十月十七日から施行する。

附 則 (平成二五年三月二二日政令第六八号)

この政令は、平成二十五年三月二十三日から施行する。ただし、別表百五十八号の項の改正規定は、同年二十四日から施行する。

附 則 (平成二五年六月二二日政令第一八六号)

この政令は、平成二十五年六月二十三日から施行する。

附 則 (平成二六年三月一九日政令第六六号)

この政令は、平成二六年三月二十三日から施行する。

附 則 (平成二六年一〇月三一日政令第三五二号)

この政令は、平成二六年十一月三日から施行する。

附 則 (平成二七年二月二五日政令第五五号)

この政令は、平成二七年四月一日から施行する。ただし、別表百八号の項、百五十八号の項及び三百三十号の項の改正規定は同年三月一日から、同表三百七十五号の項の改正規定は同年十五日から施行する。

附 則 (平成二七年四月二二日政令第二一九号)

この政令は、平成二七年四月二十九日から施行する。

附 則 (平成二八年三月一八日政令第六八号)

この政令は、平成二八年三月二十一日から施行する。ただし、別表四十八号の項、百九十

一号の項及び二百三十号の項の改正規定は、同年四月一日から施行する。

附 則 (平成二八年七月二七日政令第二六三号)

この政令は、平成二八年七月三十日から施行する。

附 則 (平成二九年三月二四日政令第四四号)

この政令は、平成二九年四月一日から施行する。ただし、別表百十三号の項の次に次のように加える改正規定は、同年三月二十六日から施行する。

附 則 (平成二九年七月五日政令第一八二号)

この政令は、平成二九年七月八日から施行する。

附 則 (平成三〇年三月七日政令第四三三号)

この政令は、平成三十年三月十日から施行する。ただし、別表四十七号の項の改正規定は同年八月十八日から、同表百六十一号の項の改正規定は同年四月一日から施行する。

附 則 (平成三〇年一月九日政令第三〇九号)

この政令は、平成三十年十一月十一日から施行する。

附 則 (平成三一年一月二三日政令第九号)

この政令は、平成三一年一月二十六日から施行する。

附 則 (平成三一年三月一日政令第三一三号)

この政令は、平成三一年三月三日から施行する。ただし、別表百一号の項の改正規定は同年二月二十六日から、同表百十三号の項の改正規定は同年四月一日から施行する。

附 則 (令和元年二月二〇日政令第一九三号)

この政令は、令和元年十二月二十二日から施行する。

附 則 (令和二年三月二三日政令第五一五号)

この政令は、令和二年四月一日から施行する。

附 則 (令和三年三月一九日政令第四八号)

この政令は、令和三年四月一日から施行する。

附 則 (令和三年七月九日政令第一九九号)

この政令は、令和三年七月二十日から施行する。

附 則 (令和四年三月一六日政令第六〇号)

この政令は、令和四年三月十九日から施行する。ただし、別表四百七十八号の項の改正規定は、同年四月一日から施行する。

附 則 (令和五年七月二六日政令第二五〇号)

この政令は、令和五年八月一日から施行する。

附 則 (令和六年三月一五日政令第五四号)

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

別表
路線指定区間

一 号 東京都中央区日本橋から大阪市北区梅田一丁目三番まで(横浜市区西松町六十六番から同市戸塚区柏尾町字尾崎台四百四十七番を経て同区上矢部町字坂本二千九百二十八番一まで、同区柏尾町字尾崎台四百四十七番から同区戸塚町四千九百七十七番を経て同区戸塚町字十ノ区二千二十八番の一まで並びに小田原市風祭字塙下五百七十七番二から神奈川県足柄下郡箱根町湯本字下耕地三十三番一及び同町大字宮の下四十七番を経て同町箱根字畑引山三百八十一番三までを除く。

二 号 大阪市北区梅田一丁目三番から北九州市門司区老松町三番一まで(明石市立石一丁目四番一から同市魚住町清水字井桶田二千四百九十九番一及び姫路市本町二百四十一番を経て兵庫県揖保郡太子町山田字美之路五百九十一番二まで、福山市神村町字伊勢山下六千番二から尾道市正徳町五百三十五番十七を経て同市福地町六百二十番一まで、同市正徳町五百三十五番十七から三原市糸崎八丁目百六十七番二十三を経て同市糸崎八丁目二百六番二まで、東広島市八本松西三丁目二百九十三番二から広島市安芸区瀬野一丁目八百五十九番一を経て広島県安芸郡海田町南大正町千二百七十番十八まで並びに同市西区庚午北一丁目四百十八番一か

三十岡山市北区表町三丁目十九番百一から高松市 号 市中新町十一番一まで（玉野市築港一丁目 七千三百五十二番十一から高松市北浜町六 番二までを除く。）	三十広島県安芸郡海田町南堀川町千三百十五番 一 号 三から呉市本通二丁目一番十五まで	三十高松市中新町十一番一から高知市本町五丁 二 号 目百四十四番まで	三十高知市本町五丁目百四十四番から松山市二 三 号 番町四丁目七番二まで	三十鳥栖市永吉町字本川七百十八の一番から長 四 号 崎市江戸町二番二まで	三十武雄市武雄町大字武雄字永松五千八百三十 五 号 六番の一から佐世保市八幡町五十一番一ま で	四十名古屋市中区泉二丁目二千七百五番から富 一 号 山市金泉寺六十五番の一まで	四十浜松市西区篠原町字札木前二万七九百十八 二 号 番一から和歌山市小松原通一丁目二番まで （湖西市新居町浜名字西千木千八百九十番五 から同市白須賀字宿南千五百六十番一を經 て伊勢市通町字真菰原八十二番二までを除 く。）	四十大阪府西成区出城一丁目一番から神戸市灘 三 号 区岩屋南町三番まで	四十仙台市青葉区本町三丁目九番二から青森市 五 号 長島二丁目十番二まで	四十盛岡市津志田十五地割二十七番十二から秋 六 号 田市川尻町字大川反二百三十三番七まで	四十仙台市宮城野区日の出町二丁目三番二十七 七 号 から酒田市東町二丁目一番二まで	四十仙台市青葉区大町二丁目十三番十二から山 八 号 形市飯田西四丁目四百四十一番五まで	四十いわき市常磐上矢田町沼平二十三番一から 九 号 新潟市中央区明石二丁目七十八番一まで	五十前橋市本町一丁目一番の一から水戸市三の 号 九一丁目十二番まで	五十千葉市中央区中央一丁目六番十から水戸市 一 号 三の丸一丁目十二番まで	五十静岡市清水区興津中町字弁天前六百二十二 二 号 番一から甲府市丸九の内二丁目六百三番まで	五十岡山市北区南中央町二番百二十九から鳥取 三 号 市西町一丁目百一番まで	五十広島市中区大手町四丁目七番から松江市糺 四 号 賀町字津田海道百八番一まで
---	--	--	--	--	--	---	--	---	--	--	---	---	--	--------------------------------------	---	--	---	---

五十	徳島市	かちどき橋一丁目一番一から高知市
五十	号本町五丁目	百四十四番まで
五十	高知市	本町五丁目百四十四番から松山市二
六十	番町四丁目	七番二まで
五十	大分市	中央町四丁目五番から宇城市三角町
七十	三角浦字	首入千五百五十九番四十三まで及び
五十	島原市	湊町四番から長崎市江戸町二番二ま
五十	鹿兒島市	山下町五番一から同市名山町十二
八十	番一まで及び	沖縄県国頭郡国頭村字奥新田
五十	原五百四十一番	の一から那覇市奥武山町五
百一	番一まで	
百一	青森市	長島二丁目十番二から同市浪岡大字
百一	大釈迦字	沢田百十三番二十まで、同市浪岡
百一	大字徳才子	字山本百五十五九十九からつがる
百一	市柏稲盛岡	本九十七番一まで（五所川原市
百一	大字福山字	広富二百八番一から同市字本町
百一	三十六番七	を経てつがる市柏稲盛岡本九十九
百一	七番一まで	を除く）、つがる市木造越水長
百一	谷川百六十二番	四から青森県西津軽郡鰯ヶ
百一	沢町大字舞戸	町字鳴戸三百八十四番六まで
百一	（同市木造越水	長谷川百六十二番四から同郡
百一	鰯ヶ沢町大字	北浮田町字今須浜田二十五番
百一	一を経て同郡	鰯ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸五番
百一	百八十四番六	までを除く）、能代市字芝童
百一	森五番十九	から秋田県山本郡三種町鶴川字
百一	帆船三十番二	まで及び秋田市金足岩瀬字小
百一	川瀬三十一番	一から同市八橋南二丁目二百
百一	三十三番九	十八まで
百一	八戸市	長苗代二丁目二十六番九から青森県
百一	三戸郡三戸町	大字川守田字大清水四番五ま
百一	で	
百一	石巻市	蛇田字下中埜三十三番六から大崎市
百一	鳴子温泉	字新屋敷十八番八まで及び湯沢市
百一	横堀字六郎川	原六十八番四十九から同市上
百一	院内字釜ノ上	十四番一まで
百一	山形市	飯田西四丁目四百四十一番五から鶴
百一	岡市	美咲町二十番二十五まで（山形県西村
百一	山郡西川町	大字月山沢字上野二百四十一番
百一	二百三十五	から同町大字月山沢外三丁目三
百一	外十八国有	林百十六林班く小、同町大字
百一	月山沢外三	丁目三山外十八国有林百十二林班
百一	ろ小、鶴岡	市田麦俣字六十里山国有林七
百一	十五林班	を小、同市田麦俣字六十里山国有
百一	有林七十五	林班い小、同市田麦俣字六十
百一	里山国有	林七十二林班れ小、同市田麦俣

百六十里山国有林七十二林班に小班及び同市田表俣字六十里山国有林七十一林班に小班を經て同市田表俣字清水尻九十二番までを除く。	百十新潟市中央区本町通七番町千五百四十四番二から同区万代三丁目二十四百五十二番九まで及び村上坂町字笹谷三千五百二十八番三から山形県東置賜郡高島町大字深沼字舟入千六百二十六番三まで	百十相馬市栗津字長沢八十九番一から福島県伊五号達郡桑折町大字松原字中島四十一番まで(相馬市山上字山岸十三番二から同市山上字遠藤百六十二番六、同市山上字円淵九番一、同市山上字落合一番一、同市東玉野字ウト沼四十五番十及び伊達市靈山町掛田字西陣場七番二を經て同市靈山町下小国字荒屋敷五番七までを除く。)	百十柏崎市大字長崎字本合四百五十七番の二から六号から新潟市中央区本町通七番町千五百四十四番二まで	百二山武市松尾町谷津字平台百三十番三から千十六番市若葉区加曾利町六十五番一まで(東金市山田字坂東二百十八番三から同区野呂町二百八十四番三を經て同区加曾利町七十番六までを除く。)	百二館山市北条字八下地七百二番五から木更津十七市桜井字内田十四番の三まで	百三富士吉田市上吉田七丁目六百六十九番一から十八ら御殿場市東山字石橋二百八十五番三まで及び小田原市風祭字壺下百五十七番二から同市本町一丁目百十五番四まで	百三富士市中丸字木ノ市二十八番三から大月市十九駒橋一丁目字大原九百一十一番一まで(富士吉田市上吉田六丁目七十三番一から同市下吉田字新田五千五百四十三番の三までを除く。)	百五名古屋市天白区植田西三丁目千二百二十四番十三から飯田市鼎東鼎百三十六番六まで	百五知立市上重原町丸山百五十五番五から瀬戸十五市東茨町三十三番まで
---	---	--	--	--	--------------------------------------	--	--	--	-----------------------------------

百五岐阜市茜部新所一丁目二十三番から郡上市十六白鳥町向小駄良字内田七百七十五番二まで及び砺波市庄川町小牧字矢ヶ瀬七十一番八から高岡市上八屋六百六十三番の一まで	百五金沢市青草町八十八番から白山市白山町二七十七番六十三番まで	百五福井市重立町三十字上沖田二十六番五から十八郡上市白鳥町為真字小向イ千九百十四番一まで(福井市成和一丁目三千百十六番から同市大宮町二十七字茶山十八番一、大野市西勝原三十六字城之山二番一、同市西勝原三十七字宝仙山一番十、同市朝日二十六字村島並三番三、同市長野三十二字五郎畑六番四、同市下半原六十二字落合山一番一、同市上半原三十五字北深瀬一番百二十四、同市東市布二十四字サルバナ一番十一、同市東市布四十四字上布一十番四、同市東市布二十一字鮭ヶ洞一番一、同市東市布式〇字阪ノ谷一番一、郡上市白鳥町向小駄良字向平千二百五十四番二、同市白鳥町向小駄良字大藤路千二百五十三番百七、同市白鳥町向小駄良字大藤路千二百五十三番四十九番四、同市白鳥町向小駄良字大藤路千二百五十三番二百五十八、同市白鳥町向小駄良字大藤路千二百五十三番二百一十一及び同市白鳥町向小駄良字藤路洞千二百四十九番一を經て同市白鳥町向小駄良字下モ巾六十五番二までを除く。)	郡上市白鳥町向小駄良字下モ巾六十五番二から同市白鳥町向小駄良字内田七百七十五番二まで及び高山市清見町夏厩字西ヶ洞千七百七十三番三から同市丹生川町坊方字宮ノ前五百四十四番二まで(同市清見町夏厩字クダ千五百五十番一から同市清見町夏厩字野首九百四十二番六、同市清見町夏厩字北平五百九十七番一、同市清見町牧ヶ洞字昌蒲田四千三百二十九番一、同市上岡本町四丁目百十九番一及び同市丹生川町坊方字林作十八番四を經て同市丹生川町坊方字宮ノ前五百四十四番二までを除く。)	百五七尾市川原町十八番から金沢市青草町八十八番八番まで	百六七尾市川原町十八番から高岡市四屋八百五十番十五番一まで
---	---------------------------------	---	---	-----------------------------	-------------------------------

百六敦賀市樋の水町十二番一から大津市横木一十一丁目字北上ヶ田六百八十九番一まで	百六大阪市北区梅田一丁目三番から木津川市山十三城町上狛四丁目八番三十まで	百六大阪市浪速区難波中一丁目六番五から樫原十五市八木町一丁目五百三十五番一まで	百七京都市南区四ツ塚町七十五番一から神戸市十一中央区小野柄通七丁目三百五番まで	百七明石市立石一丁目二番三から丹波市氷上町十五横田字中ら堂六百二十六番十四まで及び福知山市字堀小字上高田二千七百七十一番四から同市字牧小字市場四百五十五番二まで	百七福知山市字牧小字高ノ戸屋四百六十九番一から同市市字堀小字今宮二千二百十八番まで及び西宮市山口町下山口一丁目九十六番から宝塚市栄町三丁目百八十六番まで	百八岡山市北区南中央町二番百二十九から総社十市種井字内宮九百七十五番一まで及び米子市陰田町千五百二十五番一から松江市雑賀町字津田海道百八番一まで	百八呉市本通二丁目一番十五から竹原市忠海東十五町四丁目四百十八番七まで	百八岩国市麻里布町一丁目十三番六から下松市十八望町一丁目六十三番一まで	百九山口市江崎字和井田二千六百八十六番一から山陽小野田市大字埴生字傍示一万八千八百二十一番三まで	百九下関市竹崎町四丁目一番三から同市豊北町十一大字北字賀字箕ノ腰一万四千二百一十一番一まで、長門市西深川字四ノ椎ノ木道祖一万五百八十七番一から益田市中吉田町二百八十八番二まで及び広島市安佐北区可部南一丁目百二十番六から同市中区大手町四丁目七番まで	百九西条市大町字小川百九十四番十から徳島市十二徳島本町一丁目二番二まで
---	--------------------------------------	---	---	--	--	--	-------------------------------------	-------------------------------------	--	---	-------------------------------------

百九松山市大手町一丁目一番六から西条市小松十六町新屋敷字新宮原千八百六十番五まで	二百福岡市東区松島五丁目九区五番一から福岡一号県京都郡荻田町大字二崎字五ノ坪二百三十三番二まで	二百福岡市博多区堅粕一丁目六十七番から佐世二号保市田の浦町五番十二まで	二百唐津市和多田西山四千五百四十四番一から三三三佐賀市日の出二丁目四十六番一まで	二百佐世保市大塔町六番一から長崎県東彼杵郡五号東彼杵町彼杵宿郷字江頭七百五十三番四まで	二百熊本市中央区水道町一番十九から佐賀市南八号佐賀一丁目二百四十二番三まで	二百大牟田市有明町二丁目一番十二から久留米九号市東町四十二番の三まで	二百久留米市東櫛原町字太田二千八百五十四番十号二から大分市大字宮崎字スカワ六百七十五番一まで	二百熊本県上益城郡山都町塩原字寺尾八百七十八五番五から宮崎県西臼杵郡日之影町大字七折字平底一万二千二百八十一番一まで(同郡五ヶ瀬町大字三ヶ所字古園千二百一十一番一から同町大字三ヶ所字立壁千六百七十番一、同町大字三ヶ所字赤谷一万六百四十九番一、同町大字三ヶ所字榎ノ木谷一万三百九十四番七及び同郡日之影町大字七折字東一万四千四百八十五番四を經て同町大字七折字平底一万二千二百八十一番一までを除く。)	及び延岡市北方町蔵田字小原辰四百二十一番一から同市高野町六十七番四十まで(同市北方町蔵田字小原辰四百二十一番一から同市北方町川水流字新地卯七百三十五番一を經て同市舞野町千四百六十九番十八までを除く。)	二百宮崎市楠通東三丁目百二十五番から霧島市二十国分敷根字松崎百四十三番一まで	二百垂水市大字海潟字新道二千六百五十五番の一から二十ら鹿児島市桜島横山町三十八番一まで及び四号同市泉町十七番の八から同市山下町四番の一まで
--	---	-------------------------------------	--	---	---------------------------------------	------------------------------------	--	---	--	--	---

二百枕崎市西本町二百五十六番から鹿児島市城 二十山町一番のままで	二百指宿市十二町字柴山四百八十七番一から鹿 二〇児島市城山町一番のままで	二百東京都千代田区永田町一丁目一番五から沼 四十津市大岡字下耕地二千七百六十八番の三ま 六号で（東京都世田谷区玉川二丁目千五百七番 三から川崎市高津区二子一丁目二千四百十 一番一を経て同区二子一丁目一番三までを 除く。）	二百東京都文京区本郷二丁目三百六番二十七か 五十ら同都練馬区旭町三丁目五百六十四番一ま 四号及び川越市新宿町二丁目十九番の一から 同市大字大仙波字弁天前三百二十八番の一 まで	二百大垣市楽田町一丁目六十八番一から桑名市 五十大字小貝須字柳原四百六十番一まで	二百小田原市板橋字五反歩二百九十二番三から 七十厚木市酒井字原田二百三十八番九まで	二百釜石市甲子町第十三地割二百五十九番一か 八十八ら遠野市綾織町新里二十八地割二十九番一 三号まで（釜石市甲子町第七地割百五十四番十 二から同市甲子町第七地割百七十一番一、 同市甲子町第四地割二百二十六番九及び同 市甲子町第一地割九十番二十二を経て遠野 市上郷町平野原三地割二十番二までを除く 。）	二百和光市新倉七丁目千六百三十九番一から市 九十川市高谷二千十八番一まで	二百名古屋市中川区富田町大字江松字長池百三 二七番から清須市春日長久寺九十九番一及 び名古屋市長区有松南百一番一を経て同市 中川区富田町大字江松字長池百三十七番ま で	三百今治市矢田字管ケ谷甲百五十番から尾道市 十七高須町字持江山二万六千二百番一まで（今治 市片山二丁目二百三十八番三から同市常盤 町四丁目二番一、同市高部字馴合甲四百二 十番一、同市波止浜四丁目七百一十二番一、 同市吉海町椋名千六十六番二、同市吉海町 名四千五百九十七番一、同市吉海町名三千
-------------------------------------	---	---	---	---	--	--	---	---	---

六百二十一番一、同市吉海町八幡百六十七 番二地先、同市宮窪町宮窪三千六百八十八 番一、同市宮窪町宮窪二千八百二十一番一、 同市伯方町木浦字梅乙七百八十六番二、同市 伯方町叶浦字新浜甲千六百六十八番二十四 地先、同市伯方町叶浦字新浜甲千六百六十 八番十五地先、同市伯方町伊方字滑口甲二 千六百七十七番一、同市伯方町伊方字保木谷 甲二千二百二十八番及び同市伯方町伊方字 保木谷乙三百七十六番を経て同市伯方町伊 方字瀬ノ奥乙四百九十三番一まで、同市伯 方町伊方字中洲甲千九百三十七番一から同 市伯方町伊方字小熊口乙百九十六番六まで並 び同市上浦町瀬戸四千五百八十五番二から 同市上浦町瀬戸四千九十六番一、同市上浦 町甘崎三十八番一、同市上浦町井口七千六 百二十一番一、同市上浦町井口五千二百八 十四番四、尾道市瀬戸町垂水字天神西千 二百四十一番二、同市瀬戸町荻字向井山 七百八十一番一、同市瀬戸町荻字相田原 千九百九十八番一、同市因島洲江町字大高下 千七百八十六番、同市因島田熊町字竹長新 開四千五百三十三番四、同市因島田熊町字 船附四千七百九十六番一、同市因島中庄町 字掛ノ鼻千九百八十三番九、同市因島中庄 町字油屋新開一印四千七百三十三番一、同市因 島大浜町字椎木四十七番二、同市向島町字 一ト町田一万六千四百十六番、同市向島町字 餅之木谷六千八百六十番七、同市向島町字 黄幡谷七千九百三十三番一、同市向島町字七軒 島五千五百五十七番七十九、同市向島町字 二文堂十三番三、同市向島町字西谷五十六 番二、同市向島町字亀山六百三十五番十一、 同市山波町字大山沖二万五千二百二十二番二及 び同市山波町字坊土下二千八百七十番一を 経て同市尾崎本町甲二百七十八番一までを 除く。）	三百坂出市川津町字蓮尺三千五百十三番六から 十九三好市山城町末貞字川口七百六十七番三ま で	三百名護市宇世富慶世富慶原四番一から那覇市 二十旭町四十六番まで	九号
--	---	-------------------------------------	----

三百沖縄市照屋一丁目二十八番八から那覇市古 三十島一丁目二十六番一まで	三百那覇市奥武山町五十一番一から名護市宇二見 三十スギンダ二百四十一番まで	三百那覇市宇安次嶺那崎原五百二十六番三から 三十同市垣花町八番七まで	三百千葉市中央区村田町八百九十三番二百二十 五十九から川崎市川崎区浮島町五百二十五番ま 七号で、同区東扇島二十三番一から横浜市鶴見 区扇島七番一まで及び同区大黒ふ頭十五番 百五十五から横須賀市夏島町一番一まで	三百岡山県英田郡西栗倉村大字影石字安村百七 十七番三から鳥取市西町一丁目百一番まで 三号（岡山県英田郡西栗倉村大字影石字本田三百 三十七番一から同村大字影石字大岩ノ本三百 百十六番一及び同村大字坂根字下モ田七十五 番を経て同村大字坂根字大日ノ下夕四百 八十八番一まで並びに鳥取県八頭郡智頭町 大字駒帰字ウス谷五百八十三番一から同町 大字福原字家ノ廻り七十二番五、同町大字 中原字上皆地三百十番一、同町大字郷原字 中土居百五十一番一及び同町大字智頭字瀧 谷口千二百十五番一を経て同町大字智頭字 中三昧六百四十番一までを除く。）	三百呉市阿賀中央四丁目十九番二から東広島市 七十高屋町溝口百十一番一まで及び三次市三次 五号町二千六百三十番一から同市三次町二千六百 二十一番まで	四百川崎市川崎区旭町一丁目一番一から木更津 九号市菅生字祝崎四百一十一番一まで	四百下田市六丁目二百九十三番一から静岡県賀 十四茂郡河津町梨本字中川合野三十三番一まで （同市箕作字横世三百六十五番一から同市箕作 字橋詰十番一の二、同市須原字小河原千七 十八番一及び同町下佐ケ野字平田六十六番 五を経て同町梨本字中川合野三十三番一ま でを除く。）及び伊豆市月ヶ瀬字賤戸六十六 番一から同市大平字畑八十番五まで（同市 月ヶ瀬字賤戸六十六番一から同市青羽根字 中原百九十二番一を経て同市大平字畑八十 番五までを除く。）
--	--	---------------------------------------	--	--	--	--	--

四百東京都世田谷区上野毛一丁目四十二番一か 六十ら横浜市の保土ヶ谷区岡沢町百十四番三ま で	四百横浜市金沢区釜利谷東五丁目二千三百五十 六十七番八から藤沢市城南一丁目千三百二十五 八番一まで、茅ヶ崎市西久保字上ノ町千五百 六十九番一から山武市松尾町谷津字牛谷百 三十八番一まで及び東金市丹尾字千眼下三 十八番七から木更津市大成大成笹子両村新 田字柳作七百七十七番の二まで	四百輪島市杉平町成坪三十四番一から石川県鳳 七十珠郡穴水町字留地ケ九十八番まで及び七 尾市赤浦町六三十二番一から小矢部市水島 二千四百四十九番二まで	四百飯田市山本三千七百六十二番二から同市上 七十村百三十八番十四まで、同市南信濃八重河 四号内千三百七十三番三から浜松市天竜区水窪町奥 領家五千二百二十四番二まで及び同区水窪町 奥領家三千六百九十八番二から同市引佐町 東黒田字桑田二百六十三番三まで	四百豊田市琴平町宮久後六百八十五番一から四 七十市市北山町字中ノ山千九百二十五番一ま 五号で	四百宮津市宇宮村小字上九百十四番二から京都 七十府久世郡久御山町大字森小字中内七十六番 八号一まで	四百泉佐野市泉州空港北一番二から同市高松南 八十二丁目六千五百五十三番一まで	四百豊岡市新堂字門谷二百八十二番一から朝来 八十市山東町柴字上ケ谷六十七番一まで及び丹 三波市青垣町遠阪字「くわ」垣千八百八番一か ら同市春日町七日市八百七番まで	四百福岡市西区拾六町一丁目二百五十番六から 九十糸島市二丈深江字野間ノ下千四百九十二番 七号一まで及び同市二丈鹿家字白石二千五百十 五番十七から武雄市東川登町大字袴野字宮 市一万四千四百七番一まで	五百那覇市宇鏡水箕隅原五百四十二番一から沖 六号縄県中頭郡西原町字池田我喜又四百八番一 まで
---	---	---	---	--	---	---	--	--	--